

【総領事館からのお知らせ：安全対策情報：3月】

平成31年3月14日（総19第4号）
在デンパサール日本国総領事館

1 自然災害

(1) アグン山の状況

3月上旬にも小規模な噴火が発生しました。依然として噴火警戒レベルはレベル3（警戒）が継続されており、火口から半径4km圏内への立入は禁止されています。引き続き、関連の最新情報を入手の上、注意警戒してください。

(2) ロンボク島における地震

昨年7月以降、同島周辺では依然地震が断続的に発生しており、引き続き、安全の確保に努めてください。

2 治安情勢

(1) テロ関連情報

現時点で当館管轄内において具体的な脅威情報があるわけではありませんが、引き続き、最新の治安情勢等の関連情報を入手し、日頃から危機管理意識を高く持つよう努め、テロの標的となりやすい場所（ナイトクラブなど多くの欧米人が集まる場所、ショッピングモール等不特定多数が集まる場所や政府・警察関係施設、宗教関連施設等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人物や状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、安全の確保に努めてください。

(2) 大統領選挙及び総選挙

4月17日（水）は大統領選挙及び総選挙が行われます。投票日に向けて同選挙に関わる支持者間の選挙キャンペーンが過熱することもありますので、念のため同選挙に関連した動向・関係情報にご留意ください。

3 一般情勢

(1) デング熱

本年に入り引き続きデング熱が流行しています。東ヌサ・トゥンガラ(NTT)州スンバ島では、2月下旬頃までに約440名が罹患(約10名が死亡)した旨報じられています。同州保健局によると、2月下旬頃までに同州で1,300名を越える者が罹患(14名が死亡)したとのことです。デング熱には予防接種も予防薬もありません。蚊に刺されないように、肌の露出を控える、虫よけ剤を使用する等感染の予防に努めるとともに、仮にデング熱が疑われる症状が発生した場合には、自己判断は避け、早期に医療機関で、適切な診察を受けるようにしてください。

(2) 狂犬病

西ヌサ・トゥンガラシュウ (NTB) 州スンバワ島ドンブ県、スンバワ県及びビマ県では、本年に入り約800名の住民が狂犬病ウィルスを保有していると疑われる野犬に咬まれたとのことであり、本年1月以降狂犬病に関する非常事態宣言が継続されている旨報じられています。また、バリ島でも2月下旬にブレレン県で住民3名が狂犬病ウィルスを持った野犬に咬まれる事案が発生し、今月バンリ県ではワクチン未接種の男性が1名死亡しました。徒歩で移動する場合は野犬等の動物に十分注意し、万一咬まれた場合には、傷口を石鹼と水でよく洗い流し、速やかに医療機関を受診し、ワクチン接種等の治療を受けてください。

(3) 麻薬・薬物への注意

バリ州各地において、毎月薬物所持、使用、運搬等の罪状により、国籍を問わず薬物関連で多数の者が身柄を拘束されています。当地裁判所は外国人に対しても死刑を含む重い判決を下していません。麻薬・薬物には絶対に関与しないでください。

4 邦人事件・事故関係

(1) ひったくり・スリ

○ 午後10時ころ、クタのパイヤ前道路を友人5人と通行中、バイクに乗った2人組からパスポート在中のショルダーバッグをひたかれた。

～犯人は被害者らをバイクで追い越しては停車するといった行動を繰り返しています。道路を通行中、身の回りで不審な動きを察知した場合は「立ち止まり様子を確認する」、「付近の店舗に避難する」等して犯行の機会を絶つよう心掛けてください。

○ 午前3時～4時ころ、ナイトクラブ付近のレギャン通りを通行中、数名から囲まれ気が付いたらポケットに入れていたスマートフォンがなくなっていた。

～深夜のナイトクラブ周辺のレギャン通りでは上記の様なスリ事件等が後を絶ちません。所持品は自己の管理が確実に及ぶ形で携帯してください。

(2) 置き引き

○ 午後2時ころ、サヌール海岸に立ち寄った際、椅子の上にバッグを置いていたらいつの間にかなくなっていた。

～被害者は被害に全く気が付かなかったとのこと。犯人は複数人で通行人を装ったり道具（釣り竿やその他棒様の物）を用いて犯行に及んでいることも考えられます。所持品は肌身離さず携行してください。

(3) 空き巣

○ 午前10時ころ、宿泊先（チャンギー地区）のアパートに何者かが侵入し、棚に置いていたパスポート等を盗まれた。

～施錠して外出した際に何かしらの方法により室内に侵入され被害に遭ったとのこと。外出時は、今一度貴重品の管理につき確認してください。

(4) 空港出入国時のトラブル

当地空港の撮影制限区域（出入国審査区域等）において写真・動画撮影を行ったことにより入管職員から注意を受ける事案が立て続けに発生しました。空港の安全・保安上の観点から撮影が禁止されている区域では撮影を行わないでください。なお、入管職員等による口頭注意やデータ消去以上の罰金支払要求は越権行為ですので、要求に応じる必要はありません。万一、そのような要求をされた場合には、担当職員の氏名、職員番号等を控え、総領事館までご一報ください。

(5) 油断大敵！万一に備えた事前準備

最近、高齢の在留邦人が死去する事案や体調不良により病院に搬送等される事案が相次いでいます。日本とは生活環境やシステム等が大きく異なる中、いざ緊急事態が発生した際に対処できるよう、日本国内のご家族との定期的な連絡、海外傷害保険等への加入又は見直し、頼れる人や在留邦人間での連絡体制等について予め整理・対策を講じておくことも有効と思われます。また、健康状態が悪化した場合には、無理をしないで一旦生活の基盤を日本に移すことを考えてみることをお勧めします。

5 その他

(1) 「安全の手引き」の改訂

当館ホームページに掲載の「安全の手引き」を平成31年2月付けで改訂しました。本手引きは、当地における犯罪対策や緊急事態への備えやその対処方法などを掲載していますので、是非ご一読ください。なお、pdf形式での掲載ですのでダウンロードや印刷も容易に可能ですのでご利用ください。

<http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/000136238.pdf>

(2) 領事手数料の改定

例年4月1日付で領事手数料の改定を行っており、同日に申請された案件から新手料金が適用されます。新手料額額は以下のURLでご確認ください。

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/000455342.pdf>

以上